

白山市景観計画 手続の手引き

〔松任北安田まちづくり重点地区〕

〔松任北安田南部まちづくり重点地区〕

平成 23 年 4 月

最終更新：令和 4 年 4 月

石川県白山市

目 次

1. 手続きの流れ	1
2. まちづくり重点地区の区域	4
3. 届出等が必要な行為	5
(1) 届出等対象行為	5
(2) 届出等の対象外となる行為	6
(3) 届出等対象行為の解説	7
4. 景観形成基準の解説	8
(1) 景観形成基準	
・松任北安田地区	8
・松任北安田南部地区	10
(2) 基準の解説	12
5. 様式等	15
(1) 様式	15
(2) 添付図書	15
(3) 提出部数	16
6. お問い合わせ・事前相談先	28

<改訂履歴>

- ・2016 (H28). 4. 1 電気通信事業法の改正に伴う届出対象工作物の変更 (P. 5)
- ・2017 (H29). 8. 24 松任北安田南部地区において重点地区指定
- ・2019 (R1). 5. 1 改元に伴う様式変更 (P. 17～P. 23)
- ・2022 (R4). 4. 1 押印廃止に伴う様式変更 (P. 17～18、P. 20～23)

1

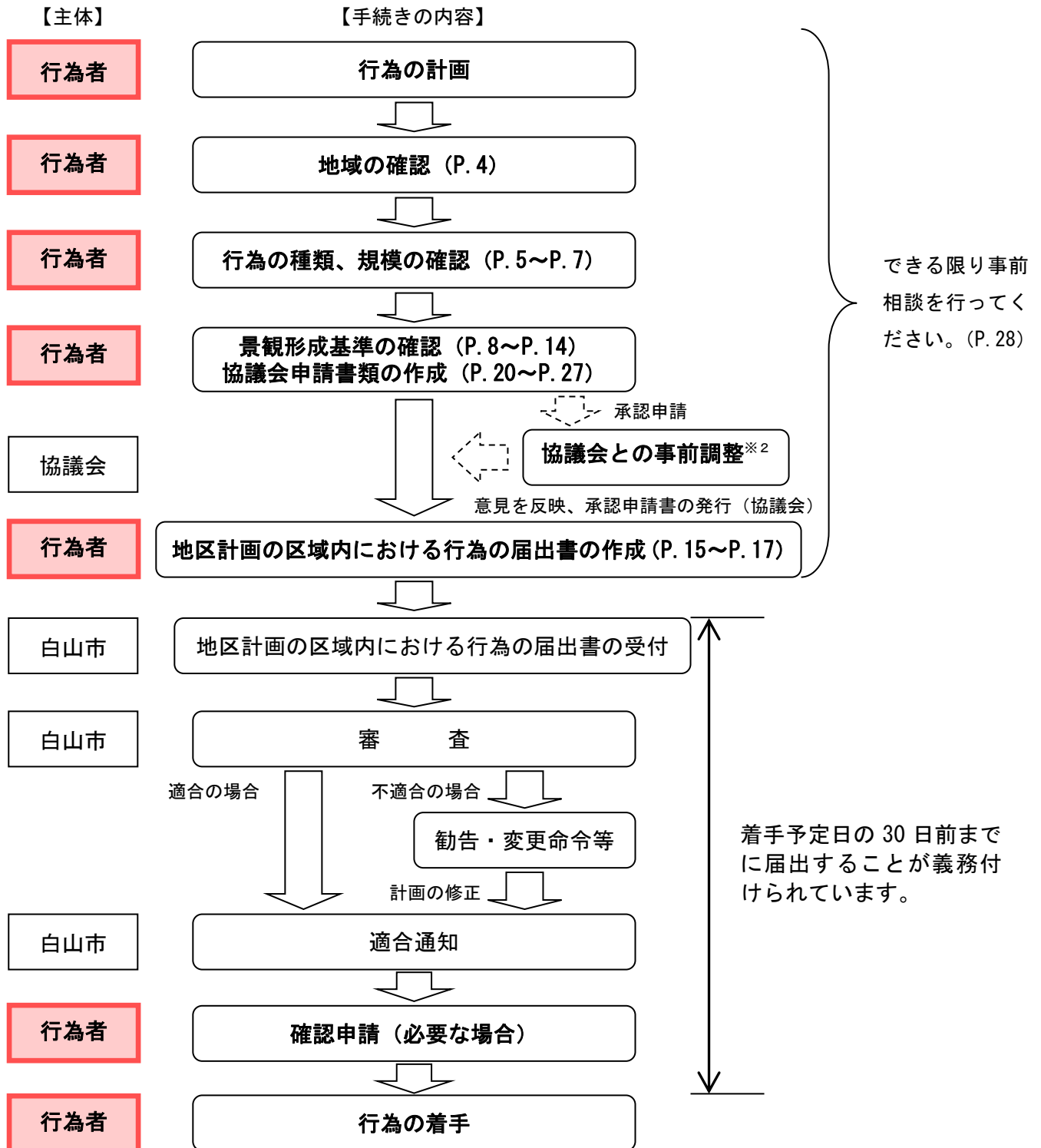
手続きの流れ

白山市景観計画の区域内では、地域に応じて、一定規模を超える行為をしようとする場合は、あらかじめ届出又は通知^{*1}（以下「届出等」という。）が必要です。

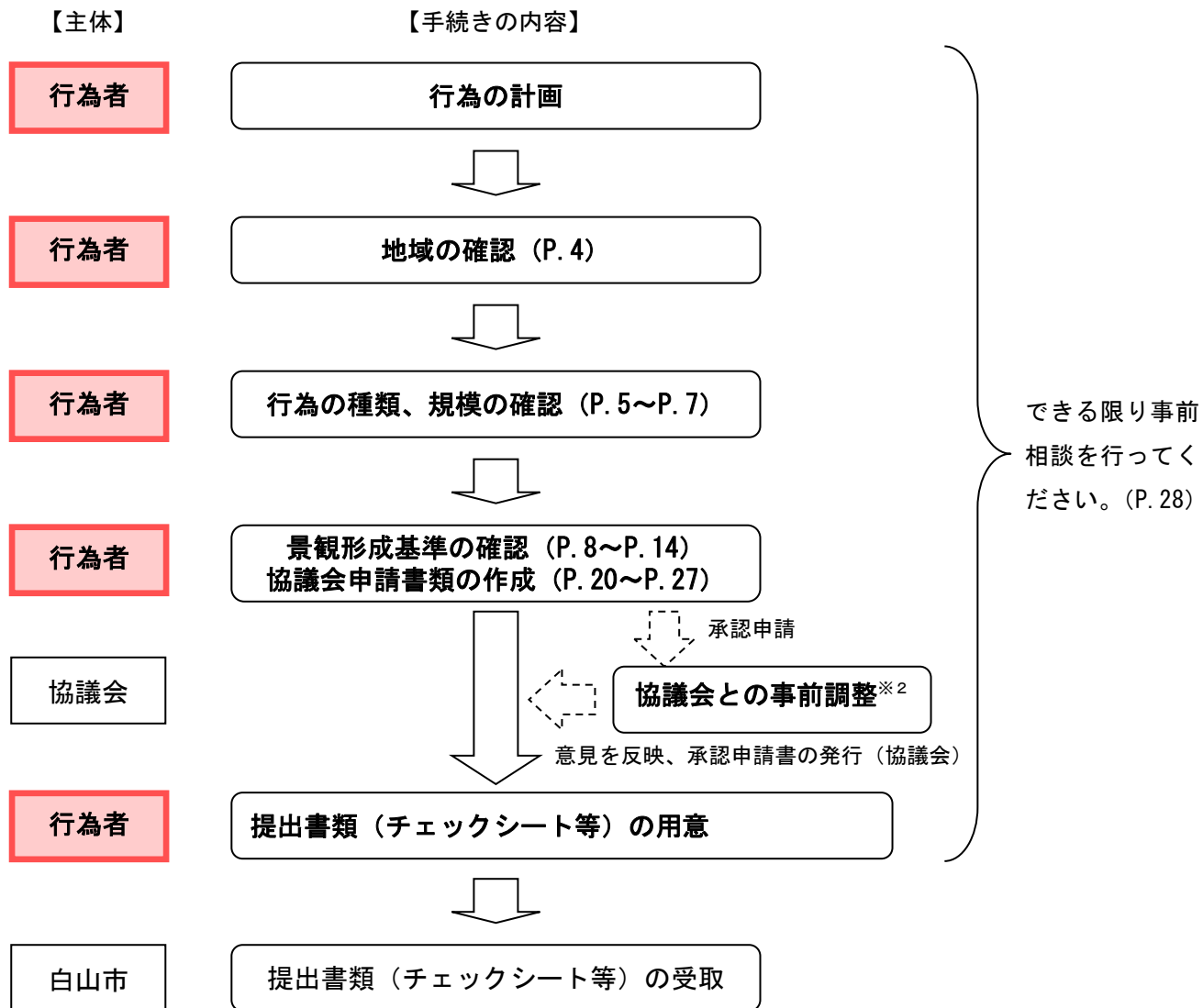
※1 国、県又は、その他市町が行為を行う場合は通知となります。

（注）なお、松任北安田まちづくり重点地区及び松任北安田南部まちづくり重点地区で国又は地方公共団体が行為をしようとする場合は、協議会と事前協議を行い、提出書類（P. 3 参照）を提出してください。

1) 届出の場合



2) 行為者が国又は地方公共団体の場合



※2 協議会との事前調整：

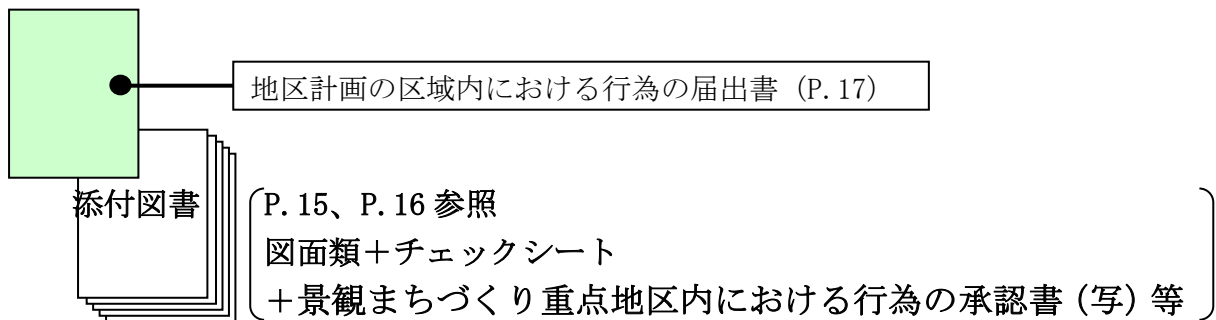
重点地区内における行為については、事前に景観まちづくり協議会と事前調整が必要となります。

協議会に「景観まちづくり重点地区内における行為の承認申請書（別紙様式第1号、P.20 or P.21）」と添付書類を提出し、承認を得ていただきます。

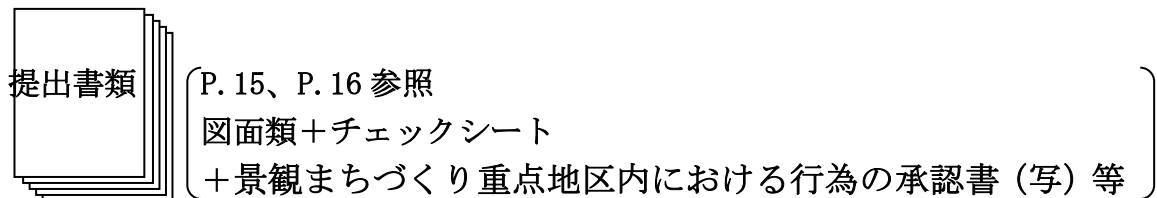
※協議会会長の氏名や申請先となる事務局については、白山市都市計画課にお問い合わせください。

3) 届出・申請等の申請イメージ

(届出の場合)



(行為者が国又は地方公共団体の場合)



※都市計画法第五十八条の二第一項第三号の規定により、地区計画の区域内における行為の届出は必要ありません。

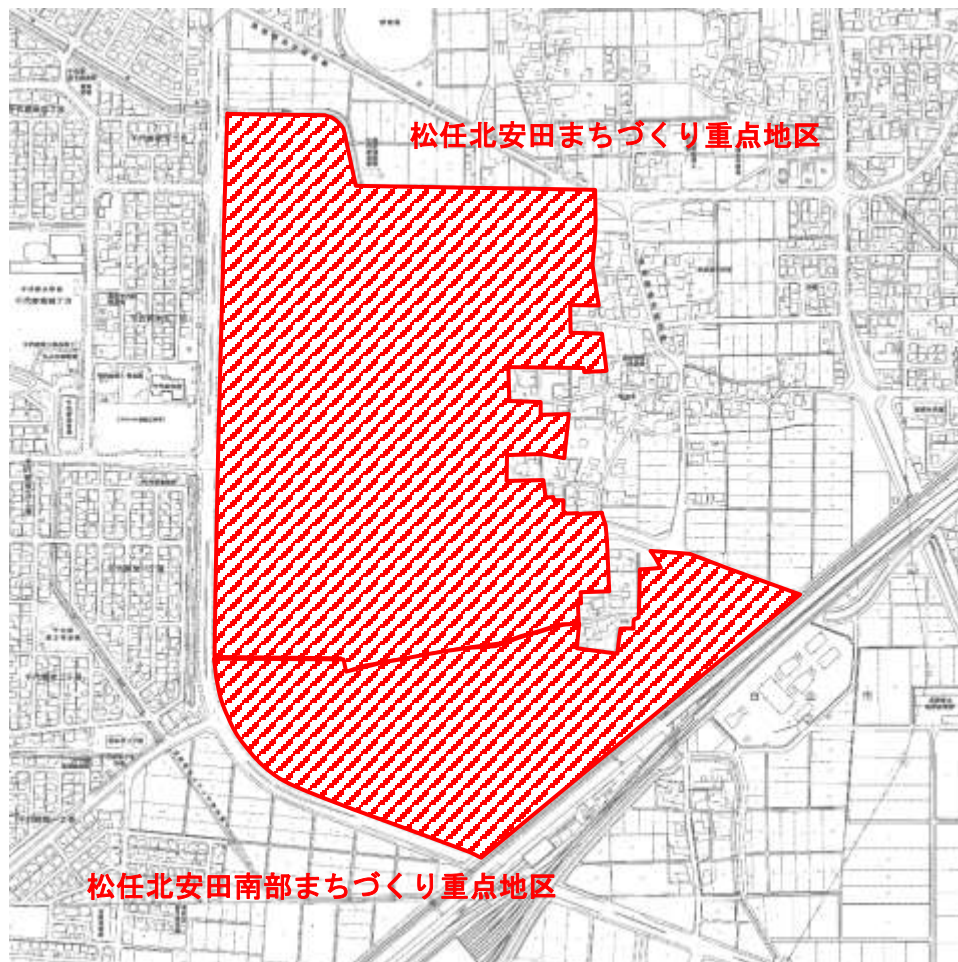
※各様式のデータについて、本手引き掲載しております様式は、白山市ホームページにワード形式、PDF形式でご用意しておりますので、ご利用ください。

松任北安田まちづくり重点地区及び松任北安田南部まちづくり重点地区では、土地区画整理事業により、手取川扇状地からの霊峰白山の雄大な眺望と自然環境を活かし、洗練された質の高い居住空間の創出と環境・安全に配慮したまちづくりを推進する地区として、住民が主体となり、地域の特性を生かした独自の基準を定めています。

対象区域は、下記の区域です。

【まちづくり重点地区区域図】

- ◆松任北安田まちづくり重点地区
- ◆松任北安田南部まちづくり重点地区



※詳細の図面については、白山市担当課で閲覧できます。

まちづくり重点地区

住民自らが自分たちの住む地域の目標とするまちの将来像を描き、まちづくりのルールを決め、快適な生活環境を推進する地区を「まちづくり重点地区」として位置付けます。

(1) 届出等対象行為

次の表に掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ届出等が必要となります。

行為の種類	届出等対象規模
建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更（建築物の建築等）	すべて
工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更※（工作物の建設等）	すべて
開発行為（都市計画法第4条第12項に規定するもの）	開発面積が 1,500 m ² を超えるもの

※工作物が建築物と一体となって設置される場合、地盤面からの合計高さを規定高さとする。

新築（新設）：敷地に建築物等を新たに造る工事
増築：建築物等の床面積又は高さを増加させる工事
改築：建築物等の全部又は一部を除却し、用途・規模・構造の著しく異ならないものを造る工事
移転：同一敷地内において、既存建築物等を移動する工事
修繕：既存の建築物等の部分に対して、おおむね同様の形状・寸法・材料により行われる工事
模様替：既存の建築物等の部分に対して、おおむね同様の形状・寸法によるが、異なる材料により行われる工事

【届出等の対象となる工作物】

- ① 煙突
- ② 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（旗ざお、架空電線路用、電気事業者の保安通信設備用除く）
- ③ 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
- ④ 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- ⑤ 擁壁
- ⑥ 乗用エレベーター、エスカレーターで観光のためのもの
- ⑦ ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
- ⑧ メリーゴーランド、観覧車、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの
- ⑨ コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設
- ⑩ 石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設
- ⑪ 汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他処理施設
- ⑫ 築造面積が 300 m² を超える自動車車庫の用に供する立体的な駐車施設
- ⑬ 門、塀その他これらに類するもの

注：道路附帯施設（道路標識、街路灯など）は、工作物に含まれません。

(2) 届出等の対象外となる行為

(1) に掲げる行為のうち、以下のいずれかに該当するものは届出等の対象外となります。

1) 次の表に掲げる行為

行為の種類	根拠条項※
地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等	政令第8条第1項第1号
仮設の工作物の建設等	政令第8条第1項第2号
法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為	政令第8条第1項第4号イ
仮設の建築物の建築等	条例第12条第4項第1号
建築物の新築、増築、改築又は移転で、当該行為に係る部分の床面積の合計が10㎡以下のもの	規則第6条第3項第1号
建築物等の外観が変更となる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、当該行為に係る部分の面積の合計が10㎡以下のもの	規則第6条第3項第2号
工作物の新設、増築、改築又は移転で、当該行為に係る部分の高さが、1.5m以下のもの	規則第6条第3項第3号

※ 法：景観法

政令：景観法施行令

条例：白山市景観条例

規則：白山市景観条例施行規則

2) 次の法令等による許可等を受けて行う行為

法令等	行為の種類	根拠条項※
自然公園法	国立公園内における公園事業の認可	規則第6条第1項第1号
	国立公園内の特別地域、特別保護地区における行為の許可	
	上記地域・地区において国等が行う行為の協議	
ふるさと石川の環境を守り育てる条例	自然環境保全地域の特別地域における行為の許可	規則第6条第1項第2号
	上記地域において国等が行う行為の協議	
	県立自然公園内における公園事業の認可	
文化財保護法	重要文化財の現状変更等の行為の許可	政令第10条第1項第3号
	重要有形民俗文化財の現状変更等の行為の届出	
	史跡名勝天然記念物の現状変更等の行為の許可	
	関係省庁の所管する重要有形民俗文化財等の現状変更等の行為の通知	
	関係省庁の所管する重要文化財等の現状変更等の行為の同意	規則第6条第1項第3号
	重要文化財の修理の届出	
	史跡名勝天然記念物の修復の届出	
	重要文化的景観の現状変更等の行為に係る届出	

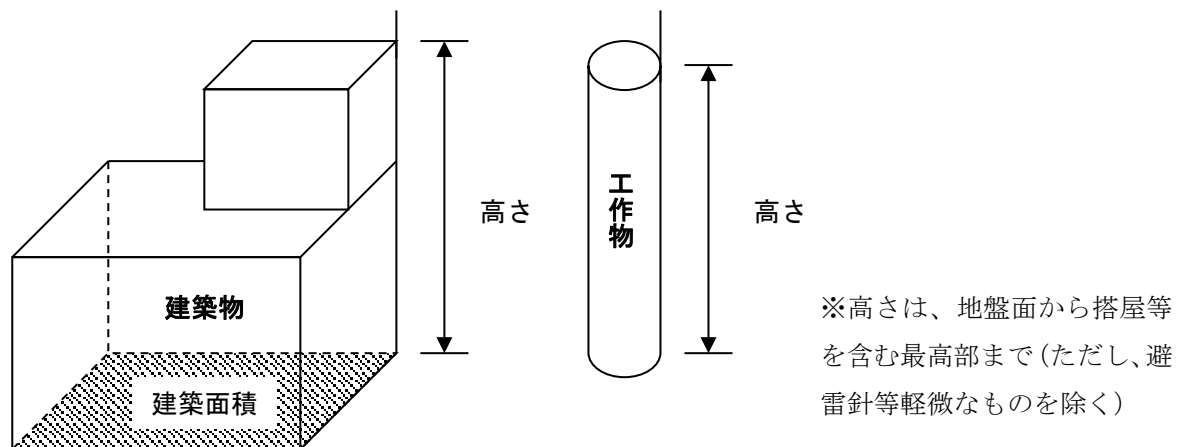
法令等	行為の種類	根拠条項※
石川県文化財保護 条例	県指定有形文化財及び県指定史跡名勝天然記念物の現状変更等の行為の許可	規則第6条第1項第4号
	県指定有形文化財及び県指定史跡名勝天然記念物の修理の届出	
白山市文化財保護 条例	市指定有形文化財及び市指定記念物の復旧、修理又は保全の届出	規則第6条第1項第5号
	市指定有形文化財及び市指定記念物の現状変更の行為許可	
白山市伝統的建造物群保存地区保存 条例	保存地区内における建築物等の新築、増築、改築、外観の変更等の行為許可	規則第6条第1項第6号
屋外公告物	屋外広告物法第4条又は第5条の規定に基づく条例に適合する屋外広告物の表示等	政令第10条第1項第4号

3) 次に掲げる行為

- ・非常災害のための必要な応急措置として行う行為（法第16条第7項第2号）
- ・法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為（政令第8条第4号イ）
- ・その他景観法第16条第7項に掲げる行為

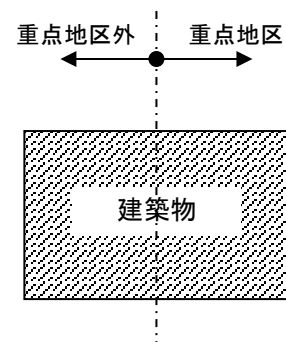
(3) 届出等対象行為の解説

■ 建築物等の面積及び高さ



■ 行為が複数の区域にまたがる場合（建築物の場合）

行為が重点地域の内外にわたる場合は、すべての建築物が届出の対象となります。ただし、景観形成基準はそれぞれの地域の基準が適用となります。



建築物の建築等の行為が周辺の景観と調和するよう、景観形成基準を次のとおり定めます。

(1) 景観形成基準

【松任北安田】（まちづくり景観形成基準）

項 目	住み良いまちづくりを推進するために必要な事項		
	低層住宅地区	一般住宅地区	沿道サービス地区
土地利用及び建築物等に関する事項			
用途制限	<ul style="list-style-type: none"> 次に掲げる建築物は建築してはならない。（地区計画基準） (1) 神社、寺院、教会その他これに類するもの (2) 畜舎 		
		<ul style="list-style-type: none"> (3) ホテル、旅館 (4) 単独自動車車庫（附属車庫を除く） (5) 工場（自動車修理工場及び第2種中高層住居専用地域に建築できる工場を除く） (6) 火薬、石油類、ガス等の危険物の貯蔵・処理を行う施設 	<ul style="list-style-type: none"> (3) ホテル、旅館 (4) 建築基準法別表第二（ほ）項第2号及び第3号に規定する麻雀屋、ぱちんこ屋、カラオケボックスその他これらに類するもの (5) 単独自動車車庫（附属車庫を除く） (6) 倉庫業を営む倉庫 (7) 工場（自動車修理工場及び第2種中高層住居専用地域に建築できる工場を除く） (8) 火薬、石油類、ガス等の危険物の貯蔵・処理を行う施設
敷地面積	<ul style="list-style-type: none"> 200㎡以上。ただし、既に200㎡未満となっている敷地については、敷地を分割しなければこの限りでない。（地区計画基準） 		
位 置	<ul style="list-style-type: none"> 道路境界から建築物の壁面又はこれに代わる柱の面までの距離は、1.0m以上とする。ただし、前面及び側面を開放性のある構造とした単独自動車車庫については、この限りでない。（地区計画基準） 		
建築物等の形態又は意匠の制限	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 屋外に設ける建築設備（空調機器の室外機・オイルタンク）等は、道路から見えない箇所に設置するか目隠しを施し、景観形成に配慮する。 安全と安心のまちづくりに配慮したポーチ灯を各戸に設置しなければならない。 	
		<ul style="list-style-type: none"> 建築物等の外観の色は、白、グレー、茶系等を基調とした、低彩度、中明度の落ち着いた色調とするとともに、形態・意匠についても周辺環境との調和を図り、都市景観形成上支障のないものとする。ただし、準住居地域が過半を占める敷地については、この限りでない。（地区計画基準） 	<ul style="list-style-type: none"> 周辺環境との調和を図り都市景観形成上支障のないものとする。（地区計画基準）

項目	住み良いまちづくりを推進するために必要な事項		
	低層住宅地区	一般住宅地区	沿道サービス地区
土地利用及び建築物等に関する事項			
かき又はさくの構造	<ul style="list-style-type: none"> 道路境界から1.0mの範囲にあるかき、さくの設置については生け垣を基本として緑化に努めるものとする。また、コンクリートブロック、レンガ、石積等を設置する場合には、当該地盤面より0.6m以下とし、これらを透視可能なフェンスや植樹と組み合わせて設置してもよいものとする。(地区計画基準) 		

【松任北安田】（景観法に基づかないその他の基準）

項目	その他の基準		
	低層住宅地区	一般住宅地区	沿道サービス地区
土地利用及び建築物等に関する事項			
建築物等の形態又は意匠の制限	屋外広告物等	<ul style="list-style-type: none"> 法令及び石川県条例を遵守したうえで自家広告のみとし、地域の景観に配慮する。ただし屋上広告物は設置してはならない。 点滅灯及び回転灯の類は使用しないことを基本とする。 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> 地域の財産である用水の機能保全のため、定期的な清掃活動に努める。 自動販売機を設置する場合には、周辺のまちなみとの調和に配慮し、道路境界線から1m以上の後退させるものとする。 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第5号に定める（俗称「アダルトビデオ・アダルト雑誌」等の自動販売機を設置してはならない。 区画道路での駐車をしてはならない。 北安田地区まちづくり協議会は、まちづくり協定の見直しを市長に対し協議することができる。 		

【松任北安田南部】（まちづくり景観形成基準）

項目	住み良いまちづくりを推進するために必要な事項		
	沿道サービス地区	住居・業務調和地区	一般住宅地区
土地利用及び建築物等に関する事項			
用途制限	<ul style="list-style-type: none"> 建築基準法の以下の項で規定する建築物の他、次に掲げる建築物は建築してはならない。（地区計画基準） 		
	別表第2（と）項で規定する建築物	床面積の合計が3,000㎡を超える建築物及び別表第2（と）項に規定する建築物 ただし、用途地域が第一種住居地域の区域については、別表第2（ほ）項で規定する建築物	別表第2（ほ）項で規定する建築物
	(1) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (2) 葬儀場その他これに類するもの (3) 畜舎、サイロ (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号及び同条第6項各号に掲げる営業の用に供する建築物 (5) ホテル、旅館 (6) 工場（自動車修理工場及び第2種中高層住居専用地域に建築できる工場を除く） (7) 火薬、石油類、ガス等の危険物の貯蔵・処理を行う施設 (8) 単独自動車車庫（附属車庫を除く）		
	(9) 射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 その他これらに類するもの (10) カラオケボックスその他これに類するもの (11) 倉庫業を営む倉庫		
敷地面積	<ul style="list-style-type: none"> 200㎡以上。ただし、この地区計画に関する都市計画決定の告示日の前日においてそれ未満となっている敷地については、敷地を分割しなければこの限りでない。（地区計画基準） 		
位置	<ul style="list-style-type: none"> 道路境界から建築物の壁面又はこれに代わる柱の面までの距離は、1.0m以上とする。ただし、前面及び側面を開放性のある構造とした独立自動車車庫については、この限りでない。（地区計画基準） 		
高さの制限	<ul style="list-style-type: none"> 15mかつ4階以下（地区計画基準） 		
建築物等の形態又は意匠の制限	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 屋外広告物は、自己の用に供するもので、景観形成上支障のないものとする。（地区計画基準） 屋外に設ける建築設備（空調機器の室外機・オイルタンク）等は、道路から見えない箇所に設置するか目隠しを施し、景観形成に配慮する。 安全と安心のまちづくりに配慮したポーチ灯を各戸に設置しなければならない。 	
		<ul style="list-style-type: none"> 建築物の外観は、周辺環境との調和を図り都市景観形成上支障のないものとする。（地区計画基準） 	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の外観の色は、白、グレー、茶系等を基調とした低彩度、中明度の落ち着いた色調とするとともに、形態または意匠についても周辺環境との調和を図り、都市景観形成上支障のないものとする。（地区計画基準）
かき又はさくの構造	<ul style="list-style-type: none"> 道路境界から1.0mの範囲にあるかき、さくの設置については、生垣を基本として緑化に努めるものとする。また、コンクリートブロック、レンガ、石積等を設置する場合には、当該地盤面より0.6m以下とし、これらを透視可能なフェンスや植樹と組み合わせて設置してもよいものとする。（地区計画基準） 		

【松任北安田南部】（景観法に基づかないその他の基準）

項 目		その他の基準		
		沿道サービス地区	住居・業務調和地区	一般住宅地区
土地利用及び建築物等に関する事項				
建築物等の形態又は意匠の制限	屋外広告物等	<ul style="list-style-type: none"> 法令及び石川県条例を遵守したうえで自家広告のみとし、地域の景観に配慮する。ただし屋上広告物は設置してはならない。 		
		<ul style="list-style-type: none"> 点滅灯及び回転灯の類は、使用しないことを基本とする。 		
その他		<ul style="list-style-type: none"> 地域の財産である用水の機能保全のため、定期的な清掃活動に努める。 		
		<ul style="list-style-type: none"> 自動販売機を設置する場合には、周辺のまちなみとの調和に配慮し、道路境界線から1 m以上後退させるものとする。 		
		<ul style="list-style-type: none"> 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第5号に定める（俗称「アダルトビデオ・アダルト雑誌」等）自動販売機を設置してはならない。 		
		<ul style="list-style-type: none"> 区画道路での駐車をしてはならない。 		

(2) 基準の解説

1) まちづくり景観形成基準

①用途の制限

【松任北安田】

次に掲げる建築物は建築してはならない。(地区計画基準)

【地区共通】

- (1) 神社、寺院、教会その他これに類するもの
- (2) 畜舎

【一般住宅地区】

- (3) ホテル、旅館
- (4) 単独自動車車庫(附属車庫を除く)
- (5) 工場(自動車修理工場及び第2種中高層住居専用地域に建築できる工場を除く)
- (6) 火薬、石油類、ガス等の危険物の貯蔵・処理を行う施設

【沿道サービス地区】

- (3) ホテル、旅館
- (4) 建築基準法別表第二(ほ)項第2号及び第3号に規定する麻雀屋、ぱちんこ屋、カラオケボックスその他これらに類するもの
- (5) 単独自動車車庫(附属車庫を除く)
- (6) 倉庫業を営む倉庫
- (7) 工場(自動車修理工場及び第2種中高層住居専用地域に建築できる工場を除く)
- (8) 火薬、石油類、ガス等の危険物の貯蔵・処理を行う施設

【松任北安田南部】

建築基準法の以下の項で規定する建築物の他、次に掲げる建築物を建築してはならない。(地区計画基準)

【地区共通】

- (1) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
- (2) 葬儀場その他これに類するもの
- (3) 畜舎、サイロ
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号及び同条第6項各号に掲げる営業の用に供する建築物
- (5) ホテル、旅館
- (6) 工場(自動車修理工場及び第二種中高層住居専用地域に建築できる工場を除く)
- (7) 火薬、石油類、ガス等の危険物の貯蔵・処理を行う施設
- (8) 単独自動車車庫(附属車庫を除く)

【沿道サービス地区、住居・業務調和地区】

- (9) 射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
- (10) カラオケボックスその他これに類するもの
- (11) 倉庫業を営む倉庫

【沿道サービス地区】

別表第2(と)項で規定する建築物

【住居・業務調和地区】

床面積の合計が3,000㎡を超える建築物及び別表第2(と)項に規定する建築物
ただし、用途地域が第一種住居地域の区域については、別表第2(ほ)項で規定する建築物

【一般住宅地区】

別表第2(ほ)項で規定する建築物

②敷地面積

【松任北安田、松任北安田南部】

200㎡以上。ただし、既に200㎡未満となっている敷地については、敷地を分割しなければこの限りでない。(地区計画基準)

③位置

【松任北安田、松任北安田南部】

道路境界から建築物の壁面又はこれに代わる柱の面までの距離は、1.0m以上とする。ただし、前面及び側面を開放性のある構造とした独立自動車車庫については、この限りでない。(地区計画基準)

④高さ

【松任北安田南部】

15mかつ4階以下(地区計画基準)

⑤建築物等の形態又は意匠の制限

【松任北安田、松任北安田南部】

形態・意匠

屋外に設ける建築設備(空調機器の室外機・オイルタンク)等は、道路から見えない箇所に設置するか目隠しを施し、景観形成に配慮する。

形態・意匠

安全と安心のまちづくりに配慮したポーチ灯を各戸に設置しなければならない。

【松任北安田、松任北安田南部】

【低層住宅地区、一般住宅地区】、【住居・住宅調和地区、一般住宅地区】

形態・意匠

建築物等の外観の色は、白、グレー、茶系等を基調とした、低彩度、中明度の落ち着いた色調とするとともに、形態・意匠についても周辺環境との調和を図り、都市景観形成上支障のないものとする。ただし、準住居地域が過半を占める敷地については、この限りでない。(地区計画基準)

【松任北安田、松任北安田南部】

【沿道サービス地区】

形態・意匠

周辺環境との調和を図り都市景観形成上支障のないものとする。(地区計画基準)

⑥かき又はさくの構造

【松任北安田、松任北安田南部】

道路境界から1.0mの範囲にあるかき、さくの設置については生け垣を基本として緑化に努めるものとする。また、コンクリートブロック、レンガ、石積等を設置する場合には、当該地盤面より0.6m以下とし、これらを透視可能なフェンスや植樹と組み合わせて設置してもよいものとする。(地区計画基準)

2) 景観法に基づかないその他の基準

①建築物等の形態又は意匠の制限

【松任北安田、松任北安田南部】

屋外広告物等 法令及び石川県条例を遵守したうえで自家広告のみとし、地域の景観に配慮する。ただし屋上広告物は設置してはならない。
屋外広告物等 点滅灯及び回転灯の類は使用しないことを基本とする。

②その他

【松任北安田】

地域の財産である用水の機能保全のため、定期的な清掃活動に努める。

【松任北安田、松任北安田南部】

自動販売機を設置する場合には、周辺のまちなみとの調和に配慮し、道路境界線から1m以上の後退させるものとする。
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第5号に定める（俗称「アダルトビデオ・アダルト雑誌」等の自動販売機を設置してはならない。
区画道路での駐車をしてはならない。
北安田地区まちづくり協議会及び北安田南部地区まちづくり協議会は、まちづくり協定の見直しを市長に対し協議することができる。

◆まちづくり重点地区（松任北安田）

◆まちづくり重点地区（松任北安田南部）



周辺の景観と調和した形態意匠とするよう配慮

ポーチ灯を各戸に設置

点滅灯及び回転灯の類は使用しないことを基本

自動販売機の設置は、周辺のまちなみに配慮

屋上広告物は設置しないことを基本

(1) 様式

- ・ 地区計画の区域内における行為の届出書 P. 17
- ・ 地区計画の区域内における行為の変更届出書 P. 18
- ・ 景観まちづくり重点地区内における行為の承認申請書（別紙様式第1号）
（松任北安田地区） P. 20
- ・ 景観まちづくり重点地区内における行為の承認申請書（別紙様式第1号）
（松任北安田南部地区） P. 21
- ・ 北安田地区まちづくり計画合意書 P. 22
- ・ 松任北安田南部地区まちづくり計画合意書 P. 23
- ・ チェックシート（松任北安田地区） P. 24
- ・ チェックシート（松任北安田南部地区） P. 26

(2) 添付図書

行為の種類	図 書		
	種類	記載内容	備考
建築物の建築等 工作物の建設等	景観形成基準 チェックシート	景観形成基準に対する配慮の状況等	
	周辺見取図	1. 方位 2. 道路 3. 目標となる地物 4. 行為の位置	縮尺 2500分の1以上
	配置図	1. 方位 2. 敷地の形状及び寸法 3. 届出に係る建築物又は工作物と既存の建築物 又は工作物の位置 4. 隣接する道路の位置及び幅員 5. 植栽の位置、種類、高さ及び本数 6. 外構施設の位置、材料及び面積 7. 現況写真の撮影位置及び方向	縮尺 100分の1以上
	立面図	1. 各面の方位及び寸法 2. 開口部、屋外設備、軒等の位置及び形状 3. 壁面及び屋根の仕上げ材料及び色彩	彩色及びマンセル値を表示 縮尺 50分の1以上
	現況写真等	行為の場所及びその周辺の状況	カラー写真等
	求積図	1. 敷地面積 2. 建築面積 3. 延べ床面積	縮尺50分の1程度
	その他図書	参考となる事項	

※内容が確認できるようであれば、縮尺を変更いただきA3サイズとしていただいで構いません。

行為の種類	図 書		
	種類	記載内容	備考
土地の区画 形質の変更	周辺見取図	1. 方位 2. 道路 3. 目標となる地物 4. 行為の位置	縮尺 1000分の1以上
	設計図	敷地を分割する場合、地区計画で定める敷地の最低限度が確保されていることがわかる資料	縮尺 100分の1以上
	断面図	行為の場所の縦断面及び横断面	縮尺 1000分の1以上
	その他図書	参考となる事項	登記簿写し等

※内容が確認できるようであれば、縮尺を変更いただきA3サイズとしていただいで構いません。

(3) 提出部数

正本、副本各1部

※行為者に受理書をお渡しする際、受理書に副本を添付してお渡します。

地区計画の区域内における行為の届出書

令和 年 月 日

(あて先) 白 山 市 長

届出者 住所

氏名

都市計画法第 58 条の 2 第 1 項の規定に基づき、

- 土地の区画形質の変更
- 建築物の建築又は工作物の建設
- 建築物等の用途の変更
- 建築物の形態又は意匠の変更

について下記により届け出ます。

記

- 1 行為の場所 白山市 町・丁目 番地
(土地区画整理事業施行地区内 街区 番)
- 2 行為の着手予定日 令和 年 月 日
- 3 行為の完了予定日 令和 年 月 日
- 4 連絡先 (設計又は施工者)
- 5 行為の概要 次表のとおり

(1) 土地の区画形質の変更		区域の面積			㎡		
(2) 建築物の建築又は工作物の建設	行為の種別 (<input type="checkbox"/> 建築物の建築 <input type="checkbox"/> 工作物の建設) (新築・改築・増築・移転)						
	設計の概要	届出部分		届出以外の部分		合計	
		敷地面積		—		㎡	
		建築又は建設面積		㎡		㎡ 建蔽率 (. %)	
		延べ面積		㎡		㎡ 容積率 (. %)	
		建築物の高さ		地盤面から m			
		建築物の用途					
		建築物の構造					
		建築物の形態又は意匠					
		緑化施設の面積		㎡		緑化率 (. %)	
かき又はさくの構造							
(3) 建築物等の用途の変更	変更部分の延べ面積						
	変更前の用途						
	変更後の用途						
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更		変更の内容					

備考

- 1 届出者が法人である場合においては、氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
- 3 同一の土地の区域について 2 以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。
- 4 緑化施設の面積は、都市緑化法施行規則第 9 条に定める方法により算定すること。ただし、緑化率の制限がある場合のみ記載すること。

地区計画の区域内における行為の変更届出書

令和 年 月 日

（あて先） 白 山 市 長

届出者 住所

氏名

都市計画法第58条の2第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- | | |
|-------------------|----------|
| 1 当初の届出年月日 | 令和 年 月 日 |
| 2 変更の内容 | 別紙のとおり |
| 3 変更部分に係る行為の着手予定日 | 令和 年 月 日 |
| 4 変更部分に係る行為の完了予定日 | 令和 年 月 日 |

備考

- 1 届出人が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

1. 行為の場所 白山市 町・丁目 番地
 (土地区画整理事業施行地区内 街区 番)

2. 行為の着手予定日 令和 年 月 日

3. 行為の完了予定日 令和 年 月 日

4. 連絡先 (設計又は施工者)

5. 行為の概要 次表のとおり

変更前	建築物の建築又は工作物の建設	行為の種別 (□建築物の建築 □工作物の建設) (新築・改築・増築・移転)			
		届出部分	届出以外の部分	合計	
		敷地面積	—	—	m ²
		建築又は建設面積	m ²	m ²	m ² 建蔽率 (. %)
		延べ面積	m ²	m ²	m ² 容積率 (. %)
		建築物の高さ	地盤面から m		
		建築物の用途			
		建築物の構造			
		建築物の形態又は意匠			
		かき又はさくの構造			
変更後	建築物の建築又は工作物の建設	行為の種別 (□建築物の建築 □工作物の建設) (新築・改築・増築・移転)			
		届出部分	届出以外の部分	合計	
		敷地面積	—	—	m ²
		建築又は建設面積	m ²	m ²	m ² 建蔽率 (. %)
		延べ面積	m ²	m ²	m ² 容積率 (. %)
		建築物の高さ	地盤面から m		
		建築物の用途			
		建築物の構造			
		建築物の形態又は意匠			
		かき又はさくの構造			

6. 変更内容

(別紙様式第1号)

景観まちづくり重点地区内における行為の承認申請書

令和 年 月 日

(景観まちづくり協議会名)

北安田地区まちづくり協議会

会長 様

(行為者) 住 所

氏 名

私が計画しています下記の行為が、貴 北安田地区まちづくり協議会の計画内容に適合しているか審査していただきたく行為の承認を申請します。

- 1 行為の場所 白山市
- 2 行為着手予定年月日 令和 年 月 日
- 3 行為完了予定年月日 令和 年 月 日
- 4 行為の内容 (内容を具体的に記入)

- 5 添付書類 計画平面図、計画立面図、チェックシート、
北安田地区まちづくり計画合意書、
ポーチ灯パンフレット(写)、その他参考書類

(別紙様式第1号)

景観まちづくり重点地区内における行為の承認申請書

令和 年 月 日

(景観まちづくり協議会名)

松任北安田南部地区まちづくり協議会
会長 様

(行為者) 住 所

氏 名

私が計画しています下記の行為が、貴 松任北安田南部地区まちづくり協議会の計画内容に適合しているか審査していただきたく行為の承認を申請します。

- 1 行為の場所 白山市
- 2 行為着手予定年月日 令和 年 月 日
- 3 行為完了予定年月日 令和 年 月 日
- 4 行為の内容 (内容を具体的に記入)

- 5 添付書類 計画平面図、計画立面図、チェックシート、
松任北安田南部地区まちづくり計画合意書、
ポーチ灯パンフレット(写)、その他参考書類

北安田地区まちづくり計画合意書

まちづくり計画の名称		北安田地区まちづくり計画
まちづくり計画の対象となる区域		白山市北安田西一丁目、北安田西二丁目の全部及び北安田町の一部
まちづくり計画の対象となる区域の面積		約 30.3 ヘクタール
まちづくりの目標		本地区は、霊峰白山を望む加賀平野の雄大な眺望と自然環境を活かし、洗練された質の高い居住空間の創出と環境・安全に配慮したまちづくりを目標とします。
まちづくりの方針		まちづくりの目標の実現に向け、地域住民及び商業者等が主体的にまちづくり活動に取り組み、 (1) 人と自然が共生する街 (2) ホタルの舞うせせらぎのある街 (3) 環境にやさしく災害に強い街 (4) ともしびの安全と安心の街 を基本方針として、自然との調和及び保全、都市機能の向上等を図り、だれもが住んで良かったと実感できるまちづくりを推進します。
その他住み良いまちづくりを推進するために必要な事項	建築物等の形態 又は意匠の制限	(1) 建築物等 ① 屋外に設ける空調機器の室外機やオイルタンク等は道路から見えない箇所に設置するか目隠しを施し、景観形成に努める。 ② 安全と安心のまちづくりに配慮したポーチ灯を各戸に設置しなければならない。 (2) 屋上広告物等 ① 屋外広告物は、法令及び石川県条例を遵守した上で自家広告のみとし、地域の景観に配慮したデザインとする。ただし、屋上広告物は設置してはならない。 ② 点滅灯及び回転灯の類は使用しないものとする。
	その他	(1) 地域の財産である用水の維持保全のため、定期的な清掃活動に努める。 (2) 自動販売機を設置する場合には、周辺の街並みとの調和を図り、道路境界線から1m以上後退させるものとする。また、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第5号に定める（俗称「アダルトビデオ・アダルト雑誌」等）の自動販売機を設置してはならない。 (3) 区画道路での駐車をしてはならない。 (4) 北安田地区まちづくり協議会は、まちづくり協定の見直しを市長に対し協議することができる。
計 画 図		別添のとおり

上記の北安田地区まちづくり計画に合意します。

令和 年 月 日

住所 _____

氏名 _____

松任北安田南部地区まちづくり計画合意書

まちづくり計画の名称		松任北安田南部地区まちづくり計画
まちづくり計画の対象となる区域		白山市北安田町の一部
まちづくり計画の対象となる区域の面積		約 13.7 ヘクタール
まちづくりの目標		本地区は、霊峰白山を望む加賀平野の雄大な眺望と自然環境を活かし、洗練された質の高い居住空間の創出と環境・安全に配慮したまちづくりを目標とします。
まちづくりの方針		まちづくりの目標の実現に向け、地域住民及び商業者等が主体的にまちづくり活動に取り組み、 (1) 人と自然が共生する街 (2) 環境にやさしく災害に強い街 (3) ともしびの安全と安心の街 を基本方針として、自然との調和及び保全、都市機能の向上等を図り、だれもが住んで良かったと実感できるまちづくりを推進します。
その他住み良いまちづくりを推進するために必要な事項	建築物等の形態又は意匠の制限	(1) 建築物等 ① 屋外に設ける空調機器の室外機やオイルタンク等は道路から見えない箇所に設置するか目隠しを施し、景観形成に努める。 ② 安全と安心のまちづくりに配慮したポーチ灯を各戸に設置しなければならない。 (2) 屋上広告物等 ① 屋外広告物は、法令及び石川県条例を遵守した上で自家広告のみとし、地域の景観に配慮したデザインとする。ただし、屋上広告物は設置してはならない。 ② 点滅灯及び回転灯の類は使用しないものとする。
	その他	(1) 自動販売機を設置する場合には、周辺の街並みとの調和を図り、道路境界線から1m以上後退させるものとする。また、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第5号に定める（俗称「アダルトビデオ・アダルト雑誌」等）の自動販売機を設置してはならない。 (2) 区画道路での駐車をしてはならない。 (3) 松任北安田南部地区まちづくり協議会は、まちづくり協定の見直しを市長に対し協議することができる。
計 画 図		別添のとおり

上記の松任北安田南部地区まちづくり計画に合意します。

令和 年 月 日

住所 _____

氏名 _____

届出者	
行為の場所	
周辺景観の特性	

【松任北安田】（まちづくり景観形成基準）

項目	住み良いまちづくりを推進するために必要な事項 低層住宅地区、一般住宅地区、沿道サービス地区 (以下、 低層、一般、沿道)		配慮・措置の内容	※ 適否
	土地利用及び建築物等に関する事項			
用途制限	<ul style="list-style-type: none"> 次に掲げる建築物は建築してはならない。(地区計画基準) 			
	低層	(1) 神社、寺院、教会その他これに類するもの		
		(2) 畜舎		
	一般	(3) ホテル、旅館		
		(4) 単独自動車車庫(附属車庫を除く)		
		(5) 工場(自動車修理工場及び第2種中高層住居専用地域に建築できる工場を除く)		
		(6) 火薬、石油類、ガス等の危険物の貯蔵・処理を行う施設		
	沿道	(7) 倉庫業を営む倉庫		
(8) 建築基準法別表第2(ほ)項第2号及び3号に規定するマージャン屋、ぱちんこ屋、カラオケボックスその他これらに類するもの				
敷地面積	<ul style="list-style-type: none"> 200㎡以上。ただし、既に200㎡未満となっている敷地については、敷地を分割しなければこの限りでない。(地区計画基準) 			
位置	<ul style="list-style-type: none"> 道路境界から建築物の壁面又はこれに代わる柱の面までの距離は、1.0m以上とする。ただし、前面及び側面を開放性のある構造とした独立自動車車庫については、この限りでない。(地区計画基準) 			

建築物等の形態又は意匠の制限	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 屋外に設ける建築設備（空調機器の室外機・オイルタンク）等は、道路から見えない箇所に設置するか目隠しを施し、景観形成に配慮する。 安全と安心のまちづくりに配慮したポーチ灯を各戸に設置しなければならない。（まちづくり協議会基準：前面道路より1m以内の場所に設置し、高さは概ね1m前後とする。） 			
		低層	<ul style="list-style-type: none"> 建築物等の外観の色は、白、グレー、茶系等を基調とした、低彩度、中明度の落ち着いた色調とするとともに、形態又は意匠についても周辺環境との調和を図り、都市景観形成上支障のないものとする。ただし、準住居地域が過半を占める敷地については、この限りでない。（地区計画基準） 		
		一般	<ul style="list-style-type: none"> 周辺環境との調和を図り、都市景観形成上支障のないものとする。（地区計画基準） 		
沿道	<ul style="list-style-type: none"> 道路境界から1.0mの範囲にあるかき、さくの設置については生け垣を基本として緑化に努めるものとする。また、コンクリートブロック、レンガ、石積等を設置する場合には、当該地盤面より0.6m以下とし、これらを透視可能なフェンスや植樹と組み合わせて設置してもよいものとする。（地区計画基準） 				
さき又は構造		<ul style="list-style-type: none"> 道路境界から1.0mの範囲にあるかき、さくの設置については生け垣を基本として緑化に努めるものとする。また、コンクリートブロック、レンガ、石積等を設置する場合には、当該地盤面より0.6m以下とし、これらを透視可能なフェンスや植樹と組み合わせて設置してもよいものとする。（地区計画基準） 			

【松任北安田】（景観法に基づかないその他の基準）

項目	その他の基準		配慮・措置の内容	※適否
	低層住宅地区、一般住宅地区、沿道サービス地区			
土地利用及び建築物等に関する事項				
建築物等の形態又は意匠の制限	屋外広告物等	<ul style="list-style-type: none"> 法令及び石川県条例を遵守したうえで自家広告のみとし、地域の景観に配慮する。ただし屋上広告物は設置してはならない。 		
		<ul style="list-style-type: none"> 点滅灯及び回転灯の類は使用しないことを基本とする。 		
その他		<ul style="list-style-type: none"> 地域の財産である用水の機能保全のため、定期的な清掃活動に努める。 		
		<ul style="list-style-type: none"> 自動販売機を設置する場合には、周辺のまちなみとの調和に配慮し、道路境界線から1m以上の後退させるものとする。 		
		<ul style="list-style-type: none"> 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第5号に定める（俗称「アダルトビデオ・アダルト雑誌」等の自動販売機を設置してはならない。 		
		<ul style="list-style-type: none"> 区画道路での駐車をしてはならない。 		

備考

1. 配慮・措置の状況については、できる限り具体的に記述してください。
2. ※欄は記入しないでください。（協議会もしくは市で記入します）

届出者	
行為の場所	
周辺景観の特 性	

【松任北安田南部】（まちづくり景観形成基準）

項目	住み良いまちづくりを推進するために必要な事項		配慮・措置の内容	※適否
	一般住宅地区、住居・業務調和地区、沿道サービス地区（以下、 一般 、 住居 、 沿道 ）			
土地利用及び建築物等に関する事項				
用途制限	<ul style="list-style-type: none"> 建築物基準法の以下の項で規定する建築物の他、次に掲げる建築物を建築してはならない。（地区計画基準） 			
	一般	別表第2（ほ）項で規定する建築物		
		(1) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの		
		(2) 葬儀場その他これに類するもの		
		(3) 畜舎、サイロ		
		(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号及び同条第6項各号に掲げる営業の用に供する建築物		
		(5) ホテル、旅館		
		(6) 工場（自動車修理工場及び第2種中高層住居専用地域に建築できる工場を除く）		
		(7) 火薬、石油類、ガス等の危険物の貯蔵・処理を行う施設		
		(8) 単独自動車車庫（附属車庫を除く）		
	住居	床面積の合計が3,000㎡を超える建築物及び別表第2（と）項に規定する建築物 ただし、用途地域が第一種住居地域の区域については、別表第2（ほ）項で規定する建築物		
(9) 射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの				
(10) カラオケボックスその他これに類するもの				
	(11) 倉庫業を営む倉庫			
沿道	別表第2（と）項で規定する建築物			
敷地面積	<ul style="list-style-type: none"> 200㎡以上。ただし、この地区計画に関する都市計画決定の告示日の前日においてそれ未満となっている敷地については、敷地を分割しなければこの限りでない。（地区計画基準） 			

位置	<ul style="list-style-type: none"> 道路境界線から建築物の壁面又はこれに代わる柱の面までの距離は、1.0m以上とする。ただし、前面及び側面を開放性のある構造とした独立自動車車庫については、この限りでない。(地区計画基準) 						
高さ	<ul style="list-style-type: none"> 1.5mかつ4階以下(地区計画基準) 						
建築物等の形態又は意匠の制限	<ul style="list-style-type: none"> 屋外に設ける建築設備(空調機器の室外機・オイルタンク)等は、道路から見えない箇所に設置するか目隠しを施し、景観形成に配慮する。 安全と安心のまちづくりに配慮したポーチ灯を各戸に設置しなければならない。(まちづくり協議会基準：前面道路より1m以内の場所に設置し、高さは概ね1m前後とする。) 						
	<table border="1"> <tr> <td>一般</td> <td>(1) 建築物等の外観の色は、白、グレー、茶系等を基調とした、低彩度、中明度の落ち着いた色調とするとともに、形態又は意匠についても周辺環境との調和を図り、都市景観形成上支障のないものとする。ただし、準住居地域が過半を占める敷地については、この限りでない。(地区計画基準)</td> </tr> <tr> <td>住居</td> <td></td> </tr> </table>	一般	(1) 建築物等の外観の色は、白、グレー、茶系等を基調とした、低彩度、中明度の落ち着いた色調とするとともに、形態又は意匠についても周辺環境との調和を図り、都市景観形成上支障のないものとする。ただし、準住居地域が過半を占める敷地については、この限りでない。(地区計画基準)	住居			
	一般	(1) 建築物等の外観の色は、白、グレー、茶系等を基調とした、低彩度、中明度の落ち着いた色調とするとともに、形態又は意匠についても周辺環境との調和を図り、都市景観形成上支障のないものとする。ただし、準住居地域が過半を占める敷地については、この限りでない。(地区計画基準)					
住居							
沿道	(2) 周辺環境との調和を図り、都市景観形成上支障のないものとする。(地区計画基準)						
かき又はさくの構造	<ul style="list-style-type: none"> 道路境界から1.0mの範囲にあるかき、さくの設置については生け垣を基本として緑化に努めるものとする。また、コンクリートブロック、レンガ、石積等を設置する場合には、当該地盤面より0.6m以下とし、これらを透視可能なフェンスや植樹と組み合わせて設置してもよいものとする。(地区計画基準) 						

【松任北安田南部】(景観法に基づかないその他の基準)

項目	その他の基準		配慮・措置の内容	※適否
	一般住宅地区、住居・業務調和地区、沿道サービス地区			
土地利用及び建築物等に関する事項				
意匠の制限	建築物等の屋外広告物等	<ul style="list-style-type: none"> 法令及び石川県条例を遵守したうえで自家広告のみとし、地域の景観に配慮する。ただし屋上広告物は設置してはならない。 		
		<ul style="list-style-type: none"> 点滅灯及び回転灯の類は使用しないことを基本とする。 		
その他		<ul style="list-style-type: none"> 自動販売機を設置する場合には、周辺のまちなみとの調和に配慮し、道路境界線から1m以上の後退させるものとする。 		
		<ul style="list-style-type: none"> 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第5号に定める(俗称「アダルトビデオ・アダルト雑誌」等の自動販売機を設置してはならない。 		
		<ul style="list-style-type: none"> 区画道路での駐車をしてはならない。 		

備考

1. 配慮・措置の状況については、できる限り具体的に記述してください。
2. ※欄は記入しないでください。(協議会もしくは市で記入します)

6**お問い合わせ・事前相談先**

届出等に関するお問い合わせ、事前相談は下記にお願いします。

■計画に関するお問い合わせ、事前相談

担 当 課	白山市建設部都市計画課
所 在 地	〒924-8688 石川県白山市倉光二丁目1番地
電 話 番 号	076-274-9558
F A X 番 号	076-274-4188
電子メール	keikaku@city.hakusan.lg.jp